

## 更新伐の実施後における更新完了確認調査要領

平成 24 年 11 月 27 日森整第 582 号

平成 25 年 3 月 4 日森整第 821 号

令和 2 年 10 月 16 日森整第 499 号

最終改正 令和 8 年 6 月 12 日森整第 255 号

### (趣旨)

第 1 条 この要領は、岩手県森林整備事業実施要領（昭和 48 年 10 月 12 日付け林業第 1192 号。以下「実施要領」という。）第 17 条第 2 項に規定する更新伐の実施後における更新完了の確認調査（以下「調査」という。）に関し、必要な事項を定める。

### (更新作業の完了報告等)

第 2 条 事業主体又は補助金交付申請者（当該事業主体から補助金交付申請の委任を受けた者に限る。以下「事業主体等」という。）は、更新伐を実施後、当該施行地において更新作業を実施し、完了したときは、更新伐実施後における更新完了届（様式第 1 号）を更新伐実施完了年度の翌年度から起算して 2 年以内に広域振興局長（以下「局長」という。）に提出するものとする。

2 事業主体等は、更新伐実施完了年度の翌年度から起算して 2 年を経過しても、当該施行地において更新作業を実施しなかったときは、更新伐実施完了年度の翌年度から起算して 2 年を経過した 5 月末日までに、更新伐実施後における更新未完了届（様式第 2 号）を局長に提出するものとする。

3 更新伐実施直後において、当該施行地が別記の判定基準を満たす状況となっている場合は、第 1 項の更新完了届は、補助金交付申請書に添付することができるものとする。

### (調査の実施)

第 3 条 局長は、前条第 1 項に基づき、更新完了届を受理したときは、速やかに当該施行地において更新状況を調査するものとし、様式第 3 号により事業主体等に通知するものとする。

2 局長は、前条第 2 項に基づき、更新未完了届を受理したときは、当該施行地の更新状況を調査するものとし、様式第 4 号により事業主体等に通知するものとする。

3 前 2 項の調査は、局長が指名する調査職員が実施するものとし、調査（第 7 条の手直し完了確認調査を含む。）には、事業主体等の職員が必ず立会するものとする。

4 局長は、前条第 3 項に基づき、更新完了届が添付され、補助金交付申請書が提出されたときは、第 1 項の調査を実施する旨の通知を省略するものとし、当該施行地のしゅん工検査と併せて、更新状況の調査を行うものとする。

### (調査方法等)

第 4 条 調査は、別記更新状況の調査方法及び判定基準に基づき行うものとする。

### (調査結果の報告等)

第 5 条 調査職員は、第 3 条第 1 項及び第 2 項に基づき、調査を実施したときは、速やかに調査結果を局長に復命するものとする。

2 局長は、第 2 条第 1 項の更新完了届に基づく調査の結果、別記の判定基準を満た

したとの報告を調査職員から受けたときは、「適」とし、更新が完了したことを確認した旨を更新完了確認書（様式第5号）により事業主体等に通知するものとする。

また、判定基準を満たさなかったとの報告を調査職員から受けたときは、「不適」とし、手直しが必要である旨を手直し指示書（様式第6号）により事業主体等に通知するものとする。

3 前項の手直し指示書において指示する手直し期間は、局長が別に定めるものとする。ただし、この期間は、調査終了後6か月を限度とするものとする。

4 局長は、第3条第2項の更新未完了届に基づく調査の結果、判定基準を満たさなかったとの報告を調査職員から受けたときは、更新が完了していない旨を更新不適合通知書（様式第7号）により通知するものとする。

なお、判定基準を満たしたとの報告を受けた場合は、第2項に準じた手続きを行うものとする。

（手直しの処理等）

第6条 事業主体は、前条第2項の手直し指示書を受領したときは、速やかに手直しを行うものとする。

2 事業主体等は、手直しが完了したときは、手直し完了届（様式第8号）を局長に提出するものとする。

3 局長は、前項の手直し完了届を受領したときは、手直し完了確認調査（以下「手直し調査」という。）を実施するものとし、様式第9号により事業主体等に通知するものとする。

（手直し完了確認調査結果の報告）

第7条 手直し調査における更新状況の判定は、別記判定基準に基づき行うものとする。

2 調査職員は、手直し調査を実施したときは、速やかに調査結果を局長に復命するものとする。

3 局長は、調査職員から、調査の結果、判定基準を満たしたとの報告を受けたときは、「適」とし、更新が完了したことを確認した旨を更新完了確認書（様式第5号）により事業主体等に通知するものとする。

また、判定基準を満たさなかったとの報告を受けたときは、「不適」とし、更新が完了したことが確認できない旨を更新不適合通知書（様式第10号）により事業主体等に通知するものとする。

（更新不適合に伴う措置）

第8条 事業主体等は、第5条第4項及び第7条第3項の更新不適合通知書の通知を受けたときは、森林整備補助金交付規則（昭和48年10月12日規則第73号）第7条及び実施要領第23条第1項に基づき、当該施行地に交付された補助金相当額を県に返還するものとする。

附 則

この要領は、令和8年度事業から適用する。

## 別記

### 更新状況の調査方法及び判定基準について

#### 1 調査方法

##### (1) 更新樹種

後継樹となる更新対象樹種は、全ての針葉樹、ホオノキ、クリ、ナラ類、カエデ類、ミズキ、ハリギリ、サクラ類、ケヤキ、クルミ類、ブナ等、将来樹冠を形成する樹種（高木性）とする。

##### (2) 更新対象樹木

伐採後に発生する稚樹、伐採前から生育していた稚樹、伐採時に残置した若齢木等とし、樹高は、おおむね 30 c m 以上とする。

##### (3) 更新状況の調査方法は、標準地調査により行うものとする。

##### (4) 標準地の設定は、更新状況が標準と判断される場所を選定するものとする。

##### (5) 標準地の大きさは、面積 100 平方メートル以上とするものとする。

##### (6) 標準地の数は、次のとおりとする。

1 施行地の面積	標準地箇所数
1ヘクタール未満	2箇所以上
1ヘクタール以上5ヘクタール未満	3箇所以上
5ヘクタール以上	5箇所以上

##### (7) 調査の野帳は、別紙のとおりとする。

#### 2 更新完了の判定基準

1の調査の結果、更新樹種の立木本数（本数度合）が次の場合、「適」とする。

##### ア 天然更新による更新の場合

更新伐を実施し市町村における市町村森林整備計画に定める天然更新の期待成立本数に10分の3を乗じた本数（立木度3）以上

##### イ 人工植栽による更新の場合

岩手県森林整備事業実施要領第5条に規定する植栽本数以上

##### ウ 天然更新と人工植栽の併用による更新の場合

アに準じる。

##### エ 前生樹等を残置した場合

前生樹の樹種別の立木度の合計が3以上

（別紙参照）

#### 3 その他

一株から多数のぼう芽枝が発生している場合、天然更新した立木の本数に算入できる立木の本数の上限を5本とする。

## 天然更新完了確認調査野帳及び調査確認書

## 1 調査地の概要 【施行年度 年度】

項目	内容
① 市町村名	
② 補助金申請者名	
③ 事業主体名	
④ 森林所有者（住所、氏名）	
⑤ 林小班	
⑥ 施行地地番	
⑦ 人工林・天然林の別	
⑧ 面積	
⑨ 樹種・林齢	
⑩ 査定経費	
⑪ 補助金額	

## 2 調査結果

## (1) 主な更新樹種名

<b>【参考】主な更新樹種</b> 針葉樹、ホオノキ、クリ、ナラ類、カエデ類、ミズキ、ハリギリ、サクラ類、ケヤキ、クルミ類、ブナ等
--

## (2) 更新樹種の密度の算定（樹高30cm以上に限る。）

No	本数 (A)	ha 当たり本数 (B)
プロット1		
プロット2		
プロット3		
プロット4		
合計		
対象地の平均 ha 当たり本数		

$$\ast (B) = (A) \times 10,000 \div 100 = (A) \times 100$$

## (3) 更新伐の実施後における更新完了確認調査要領第2条第3項に該当（更新伐実施直後において、残置された立木がすでに立木度3以上を満たしている場合等）する場合の立木度の算定

樹種	① 面積 (ha)	階層	樹高(m)	② 期待成立本数(本)	③ 前生樹等の成立本数(本)	④ 立木度 (③/②)*10

## 3 適否判定

判定	
適	不適

※現地の写真を添付すること。

上記の更新伐施行地は、適切に更新が完了していることを確認しました。

(できませんでした。)

年 月 日

調査職員  
所 属  
職  
氏 名

## 確認調書の記載にあたっての留意事項

### 残置された立木がすでに立木度3以上を満たしている場合の取り扱い

「2 調査結果」の「(3) の更新伐実施直後において、残置された立木がすでに立木度3以上を満たしている場合等」における立木度の算定方法例は以下のとおり。

樹種	① 面積 (ha)	階層	樹高 (m)	② 期待成立 本数(本)	③ 前生樹等の 成立本数(本)	④ 立木度 (③/②)*10
アカマツ	0.20	上層	14	1,400	300	2.1
クリ	0.20	中層	10	1,311	80	0.6
ナラ類	0.60	下層	2	12,574	2,000	1.6
						<b>4.3</b>

注1) ① 面積については、実測のほか、精度の高い図面から算出することも可。

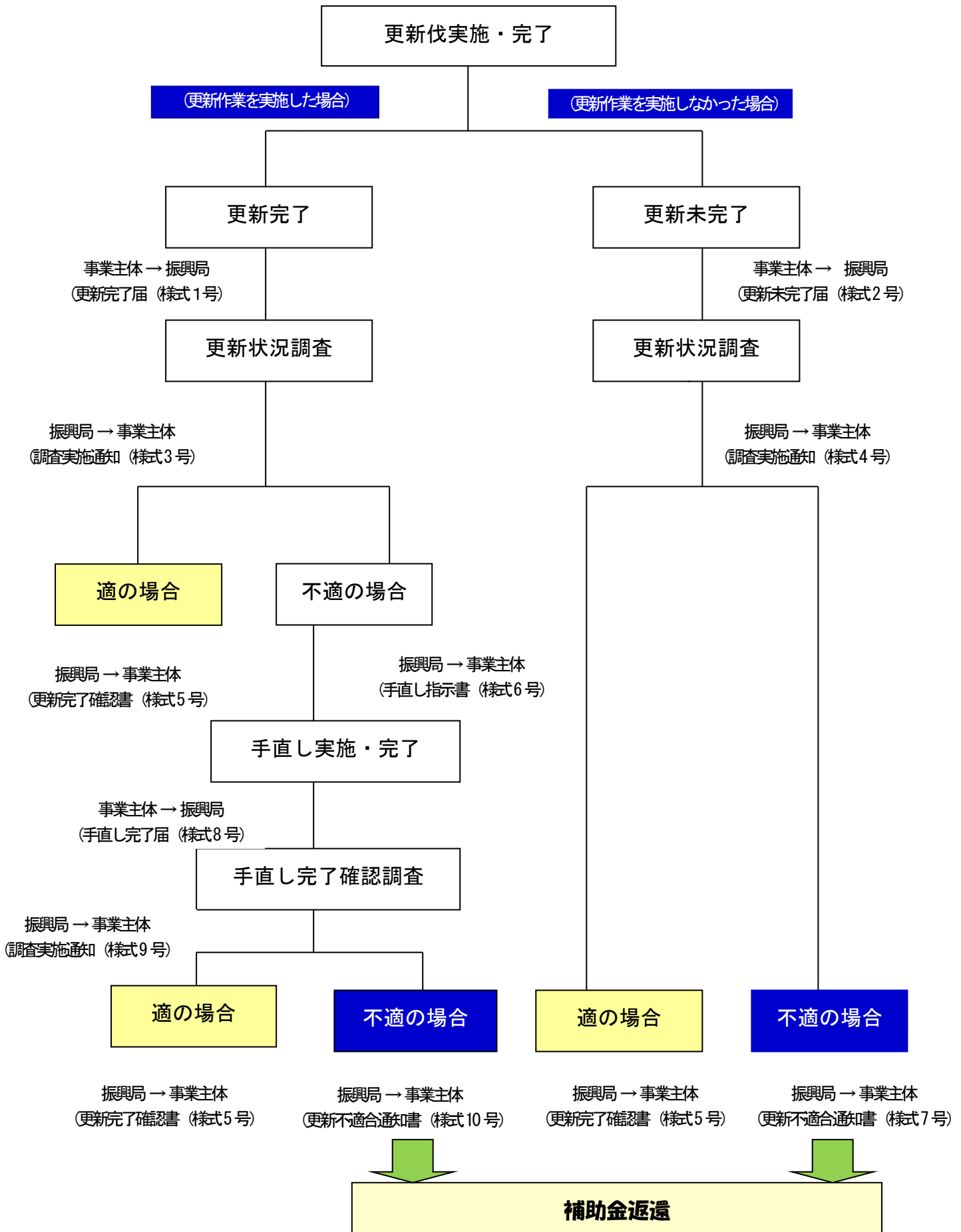
② 期待成立本数については、密度管理図等から算定するものとするが、地域森林計画に記載の「森林施業の指針」から算定することも可。

なお、天然広葉樹の期待成立本数については、下表を準用することができるものとする。

林齢	5	20	25	30	35	40	45	50	55	60
本数	12,574	2,186	1,650	1,311	1,079	912	786	688	610	546

③ 前生樹等の成立本数は、林内の全立木本数をカウントすること。ただし、下層木等樹高の低い立木については、更新樹種の密度算定と同様、標準地調査により算定すること。

# 更新伐実施後から更新完了までのフロー



様式第1号

年 月 日

広域振興局長 様

事業主体又は補助金交付申請者

### 更新伐実施後における更新完了届

このことについて、下記森林において更新作業を実施し、完了したので、更新伐実施後における更新完了確認調査要領第2条第1項に基づき、完了届を提出します。

#### 記

1 事業主体名

2 対象森林

森林所有者名	林小班	施行地地番	面積(ha)	樹種	林齢

様式第2号

年 月 日

広域振興局長 様

事業主体又は補助金交付申請者

### 更新伐実施後における更新未完了届

このことについて、下記森林において更新作業を実施しなかったため、更新伐実施後における更新完了確認調査要領第2条第2項に基づき、更新未完了届を提出します。

#### 記

1 事業主体名

2 対象森林

森林所有者名	林小班	施行地地番	面積(ha)	樹種	林齢

様式第3号

年 月 日

事業主体又は補助金交付申請者 様

広域振興局長 印

**更新伐実施後における更新完了確認調査の実施について（通知）**

このことについて、更新伐実施後における更新完了確認調査要領第3条第1項に基づき、下記森林の更新状況を調査しますので、関係者の立会をお願いします。

記

- 1 調査日時
- 2 事業主体名
- 3 調査対象森林

森林所有者名	林小班	施行地地番	面積(ha)	林 齢	樹 種

- 4 調査職員

様式第4号

年 月 日

事業主体又は補助金交付申請者 様

広域振興局長

印

### 更新伐実施後における更新状況の調査について（通知）

このことについて、更新伐実施後における更新完了確認調査要領第2条第2項に基づく、更新伐実施後における更新未完了届の提出があったことから、同要領第3条第2項に基づき、下記森林の更新状況を調査しますので、関係者の立会をお願いします。

#### 記

1 調査日時

2 事業主体名

3 調査対象森林

森林所有者名	林小班	施行地地番	面積(ha)	林 齢	樹 種

4 調査職員

様式第5号

年 月 日

事業主体又は補助金交付申請者 様

広域振興局長

印

### 更新完了確認書

年 月 日に行った更新伐実施後における更新完了確認調査の結果、下記森林の更新が完了したことを確認しましたので、更新伐実施後における更新完了確認調査要領第5条第2項（手直し指示による場合は第8条第3項）に基づき通知します。

#### 記

1 事業主体名

2 対象森林

森林所有者名	林小班	施行地地番	面積(ha)	林 齢	樹 種

様式第6号

年 月 日

事業主体又は補助金交付申請者 様

広域振興局長

印

### 手直し指示書

年 月 日に行った更新伐実施後における更新完了確認調査の結果、下記森林の更新が完了したことを確認できませんでしたので、更新伐実施後における更新完了確認調査要領第5条第2項に基づき手直しを指示します。

#### 記

##### 1 事業主体名

##### 2 対象森林

森林所有者名	林小班	施行地地番	面積(ha)	林 齢	樹 種

##### 3 指示事項

上記1の森林を 年 月 日までに手直しを行った後、速やかに手直し完了届（様式第8号）を提出すること。

様式第7号

年 月 日

事業主体又は補助金交付申請者 様

広域振興局長

印

### 更 新 不 適 合 通 知 書

年 月 日に行った更新伐実施後における更新未完了届に基づく更新状況の調査の結果、下記森林の更新作業は、県の判定基準に適合するものと認められなかったので、更新伐実施後における更新完了確認調査要領第5条第4項に基づき通知します。

#### 記

#### 1 事業主体名

#### 2 対象森林

森林所有者名	林小班	施行地地番	面積(ha)	林 齢	樹 種

#### 2 今後の対応

上記2の森林に交付された森林整備補助金は、別に指示する通知に従い、県に返還すること。

広域振興局長 様

事業主体又は補助金交付申請者

### 手直し完了届

年 月 日付け 第 号で指示のあった更新伐実施後における更新作業の手直し指示書に基づき、下記森林の更新作業の手直しが完了したので、更新伐実施後における更新完了確認調査要領第6条第2項に基づき届け出ます。

つきましては、手直し完了確認調査の実施をお願いします。

#### 記

1 事業主体名

2 対象森林

森林所有者名	林小班	施行地地番	面積(ha)	林 齢	樹 種

3 手直し期間

年 月 日から 年 月 日

様式第9号

年 月 日

事業主体又は補助金交付申請者 様

広域振興局長

印

### 更新作業の手直し完了確認調査の実施について（通知）

年 月 日付で標記手直し完了届の提出があったので、更新伐実施後における更新完了確認調査要領第6条第3項に基づき、手直し完了確認調査を実施しますので、関係者の立会をお願いします。

#### 記

1 日時

2 事業主体名

3 調査対象森林

事業主体名	森林所有者名	林小班	施行地地番	面積(ha)	林 齢	樹 種

4 調査職員

様式第 10 号

年 月 日

事業主体又は補助金交付申請者 様

広域振興局長

印

### 更 新 不 適 合 通 知 書

年 月 日に行った更新伐実施後における更新作業の手直し完了確認調査の結果、  
下記森林の更新作業は、県の判定基準に適合するものと認められなかったので、更新伐実施後  
における更新完了確認調査要領第 7 条第 3 項に基づき通知します。

#### 記

1 事業主体名

2 対象森林

森林所有者名	林小班	施行地地番	面積(ha)	林 齢	樹 種

3 今後の対応

上記 2 の森林に交付された森林整備補助金は、別に指示する通知に従い、県に返還すること。